

# 戸田市次世代育成支援行動計画(後期計画)素案の概要

## 第1部 計画が目指す方向

### 第1章 基本理念と基本的視点

#### 1 基本理念

子育てに喜びや楽しみを感じ、安心して子どもを産み育てられるとともに、子どもたちが自信をもって自己を確立し、友だちや家庭・地域と深くかかわり、将来に希望を抱く“輝く存在”へ成長するまちを目指し、この計画の基本理念を「子どもが輝くまち とだ ～子どもとおとなでつくる確かな次代～」とします。

家庭・学校・地域において、子どもの育つ力を信頼・尊重しながら、子どもと大人のパートナーシップにより、確かな次代の戸田づくりを進めます。

#### 2 基本的視点

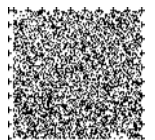
基本理念を実現するため、次の5つを基本的視点とし、計画を推進していきます。

- (1) 子どもの育つ力の信頼・尊重
- (2) 子どもの役割・居場所づくり
- (3) 男女共同で楽しい子育て
- (4) 幸せな子どもを育むコミュニティ
- (5) 包括的な子育て支援サービス

### 第2章 この計画の中心テーマ

基本理念の実現に向けて、この計画の中心テーマを「保育サービス提供基盤の充実」とします。

休業明けの円滑な入所や、短時間勤務制度に対応した保育サービスを始め、就職活動、社会、地域活動、リフレッシュ・緊急時など、小学生までを対象に、必要なときに安心して利用できる柔軟な保育サービス体制づくりを進めます。



体制づくりに当たっては、子どもの権利を最優先にしながら、保護者の利便性に配慮する視点で施策を進めます。また、既存の地域資源の有効活用を図ります。

中心テーマ「保育サービス提供基盤の充実」に関連し、重点的に推進する施策は次のとおりです。

- ・ 認可保育所の定員拡大
- ・ 地域子育て支援拠点事業の拡充
- ・ 学童保育室事業の拡充
- ・ 一時預かり事業の充実

## 第2部 計画策定に当たって

### 第1章 計画の基本的性格

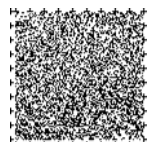
#### 1 策定の目的

これまでの次世代育成支援対策の推進により、保育所・学童保育室など子育て支援基盤の整備は一定の成果をあげることができました。今後はこの成果の上に、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」など、結婚や出産・子育てに対する希望と現実の乖離を解消するための、もう一段発展・強化した少子化対策を実施していくことが求められています。

そこで、平成16年度に策定した「戸田市次世代育成支援行動計画」が平成21年度に終了することから、市民の実態と意向、社会情勢等の変化を踏まえつつ、効果的・計画的に次世代育成支援を推進するために「戸田市次世代育成支援行動計画・後期計画」を策定します。

#### 2 計画の期間

この計画の期間は、次世代育成支援対策推進法に規定された10年間の後期に当たる平成22年度から平成26年度までの5年間です。



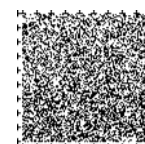
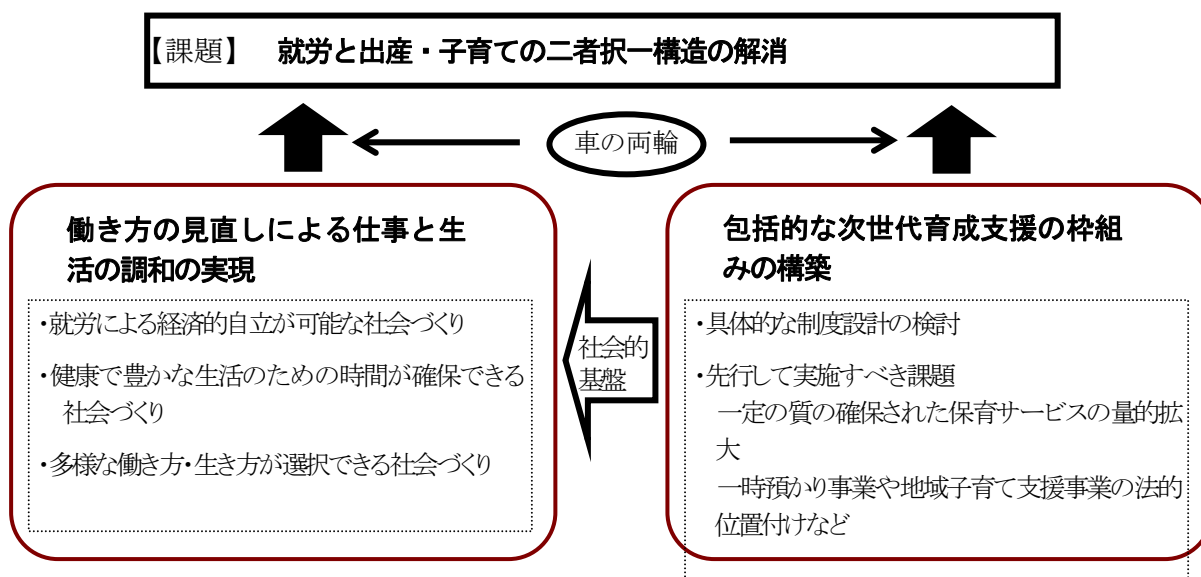
## 第2章 策定の背景

### 1 少子化対策の動向

平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされました。

同時期に仕事と生活の調和推進官民トップ会議において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられ、憲章には、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指すべきであるとされ、企業と働く者、国民、国、地方公共団体の関係者が果たすべき役割を掲げています。

#### 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の概要

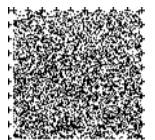


## 2 前期計画の成果と課題

前期計画において新規事業として掲げたものとして、親子ふれあい広場(平成18年度)、病児病後児保育事業(平成19年度)、産前産後ヘルプサービス事業(平成19年度)などを実施しました。また、学童保育室についても、計画的に増設することでおおむね待機児童の解消が図られています。

次に、今後の課題としては、保育所の待機児童対策として施設の増設その他の方法により待機児童の解消に努めることとします。

また、前期計画に引き続き、子育てサークルやNPO団体の育成・支援を行うことで地域における助け合いを促進し、市民との協働に努めることとします。



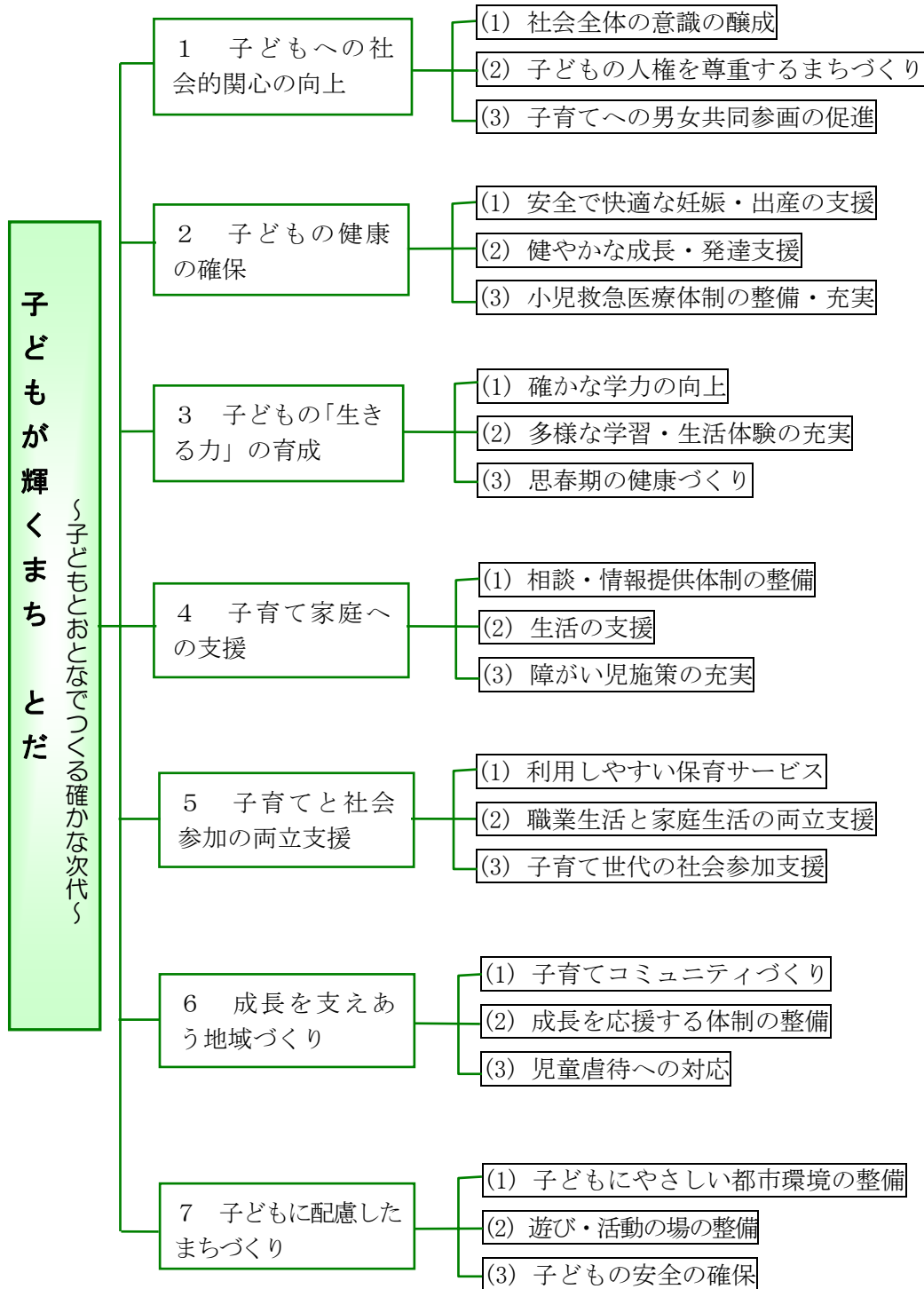
# 第3部 行動計画

## 第1章 施策の体系

<基本理念>

<施策目標>

<施策の方向>



## 第2章 分野別計画

この行動計画は次の施策分野1から7に沿って展開します。

### 施策分野1 子どもへの社会的関心の向上

この分野では、施策の方向として、社会全体の意識の醸成、子どもの人権を尊重するまちづくり、子育てへの男女共同参画の促進の3つを掲げ、各事業を展開します。

子どもの人権の尊重を原則に、子育てを社会全体で支える意識を高めるとともに、子育てへの男女共同参画の促進など、子どもへの社会的関心の向上を図ります。

### 施策分野2 子どもの健康の確保

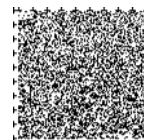
この分野では、施策の方向として、安全で快適な妊娠・出産の支援、健やかな成長・発達支援、小児救急医療体制の整備・充実の3つを掲げ、各事業を展開します。

市民が積極的に健康づくりに取り組めるように、健康づくりに関する情報提供に努めるとともに、医療保健センターを拠点として、日常の健康管理の支援や疾病予防など、きめ細かい保健予防活動を続けます。

### 施策分野3 子どもの生きる力の育成

この分野では、施策の方向として、確かな学力の向上、多様な学習・生活体験の推進、思春期の健康づくりの3つを掲げ、各事業を展開します。

学校において学ぶ意欲を高め、学ぶことの楽しさを知ってもらう授業を工夫するなど、確かな学力の向上を図るとともに、地域では異年齢の子どもたちやそこに住む大人とかかわりを持ちながら学び、成長できるように多様な学習・生活体験を促進します。



#### 施策分野4 子育て家庭への支援

この分野では、施策の方向として、相談・情報提供体制の整備、生活の支援、障害児施策の充実の3つを掲げ、各事業を展開します。

母親が働いている家庭に対してだけでなく、すべての子育て家庭を支援する多面的な施策の充実を図ります。気持ちにゆとりをもって子育てができるよう子育て相談・情報提供体制の整備に努めるとともに、日常生活支援サービスや経済的支援の充実などにも取り組み、また、障がいのある子どもへの支援の充実を図ります。

#### 施策分野5 子育てと社会参加の両立支援

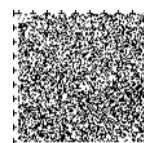
この分野では、施策の方向として、利用しやすい保育サービス、職業生活と家庭生活の両立支援、子育て世代の社会参加支援の3つを掲げ、各事業を展開します。

アンケート調査結果によると、働きながら子育てをしようとする人が増える傾向にあることから、仕事をする人の育児を支援するため、利用しやすい保育サービスを充実するとともに、事業所に対しては子育て支援の啓発を図り、男女ともに職業生活と家庭生活の両立ができるよう支援します。

#### 施策分野6 成長を支えあう地域づくり

この分野では、施策の方向として、子育てコミュニティづくり、成長を支える体制の整備、児童虐待への対応の3つを掲げ、各事業を展開します。

子どもが健やかに成長し、大人へと自立するために、また、安心と喜びを感じながら子どもを育てるために、親同士が助け合うコミュニティづくりを促進するとともに、子どもの成長に若者や中高年世代など、多様な人がかかわる地域づくりを進めます。



## 施策分野7 子どもに配慮したまちづくり

この分野では、施策の方向として、子どもにやさしい都市環境の整備、遊び・活動の場の整備、子どもの安全の確保の3つを掲げ、各事業を展開します。

子育てしやすい生活環境づくりを進めるとともに、安心して遊べる公園、雨天の際でものびのび遊べる屋内遊び場の整備・充実、犯罪や事故等に対する子どもの安全の確保に努めます。

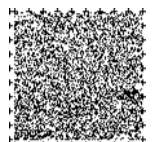
# 第4部 計画の推進に当たって

## 第1章 計画の推進に向けた組織体制

本計画は、18歳未満の「子ども」を中心に、本市で暮らし活動するすべての人や組織を対象にした次世代を育成するための施策を体系的に位置付けるものであり、その範囲は保健・医療・福祉から教育、産業、労働、環境、都市、防犯・防災など、行政全般にわたっています。これは、社会を挙げて次世代を育成するためには、子どもにかかわるすべての分野が連携して事業を展開し、子どもと子育て家庭を多方面から総合的に支援していくことを目的としていることによります。

本市で育つすべての子どもが、次代を担う存在となるよう支援することは、行政のみの取組ではなく、関係諸機関や事業者、さらには地域の自主活動組織や市民、企業等の参画が必要であり、その意識啓発と協働の促進に努めていく必要があります。

以上のような認識の下に、本計画の推進に当たっては、市民、関係諸機関との協働体制とともに庁内の推進体制づくりを進めていく必要があります。





## 1 市民との協働体制

本計画に掲げる子育て支援施策が地域に根つき、継続的に展開されるために、保護者同士が交流・連携を強めるとともに、地域住民の次世代育成への関心の喚起を図り、子どもや子育てに関心のある市民、子ども自身が自主的に活躍できる土壌づくりを進めます。また市民団体・自主活動組織等との連携を強化することで、地域のニーズの適切な把握と対応に努め、効率的・効果的に事業を推進します。

## 2 関連諸機関との連携体制

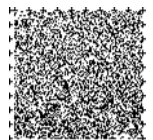
子どもの健やかな成長と自立を促進するためには、社会福祉協議会、民間保育事業者、保健所、児童相談所、企業など関連する多様な機関との連携が必要です。

このような認識の下に、市内外の関係機関との連絡調整や次世代育成支援対策の推進に関し必要な措置について協議を行うための組織として「次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、定期的に会議を開催していきます。

## 3 庁内推進体制

本計画を着実に推進していくためには、施策・事業の実施状況を適宜把握し、評価、再検討する継続的な組織体制が必要です。とくに本計画は、従来の「児童福祉」の範囲を超えて施策の総合的な展開を目指すものであるため、部署間の連絡調整や連携強化に努めていく必要があります。

計画の推進に当たっては、全庁的な取組を図るため「次世代育成支援行動計画策定検討委員会」を設置し、定期的に計画の進捗状況をチェックするとともに、必要に応じて計画内容の見直しなどを含めた検討を行っていきます。



## 第2章 計画全体の評価指標

基本理念の実現に向けて、保育サービス提供基盤の充実を中心テーマにこの計画を推進します。

戸田市では、だれもが安心して暮らすことができ、「住んで良かった」「住んでみたい」と思われるまちを目指しています。

これは市民すべてに共通することですが、特に次代を担う子どもと子育て世代を支援することで、安心して子どもを産み育てられ、多くの子どもで賑わう活気あるまちとすることが未来の発展につながるものと確信しています。

そこで、この計画全体の評価指標として以下の2項目を設定し、達成に努めます。

1つは、「安心して子どもを産み育てることができる」とする市民の割合を評価項目とします。市民意識調査によると現状は42.7%ですが、割合の上昇を目指します。

もう1つは、合計特殊出生率の県下市町村での高順位の確保を評価項目とします。統計資料によると現状は6位ですが、3位以上の順位の確保を目指します。

